

発鳥西総第 399 号－1  
令和 3 年 6 月 2 日

事業者各位

鳥取県西部広域行政管理組合

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた入札手続きの変更について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当組合における入札の手続きについて、下記のとおりとさせていただきますので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひいたします。  
なお、今回の変更は令和 3 年 6 月 7 日以降に公表するものから対象とします。変更期間は当面の間とし、今後さらに変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

記

#### 1 変更対象となる入札

委託業務、設計・測量コンサルタント、物品購入

#### 2 入札方法について

参考により実施していた入札を、郵便による入札に変更します。

#### 3 入札書の提出方法について

- (1) 発注表であらかじめ指定する日（原則として入札日の前日）に、事務局総務課に到達するように郵送してください。  
※ 入札書を郵送する際は、所定の事項をすべて記載した上で封かんし、配達日指定郵便により、特定記録郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかにより行ってください。  
※ 配達日指定郵便では、差出日と配達指定日には、あいだ 2 日間が必要となります。
- (2) 郵便入札用の封筒は長型 3 号封筒とし、案件ごとにホームページへ掲載する「郵便入札封筒貼付用様式（表面・裏面）」を印刷のうえ、差出人欄に住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、はがれないように封筒に貼り付けてください。
- (3) 入札書に記載する日付は、入札日の日付としてください。
- (4) 1 通の封筒に 2 枚以上の入札書を入れないでください。
- (5) 入札書は代表者名での提出となりますので、委任状の提出は不要です。

#### 4 落札・決定者について

結果については、入札後に電話及び FAX により連絡します。

## 5 再度入札となった場合

参加者に対しFAX及び電話により最低入札価格を伝え、再度入札の方法についてご連絡します。

原則、以下のとおりとします。

- (1) 発注表であらかじめ指定する期限（原則として入札時刻の15分前）までに、FAX送信により、再度入札書を提出してください。提出期限を過ぎて到達した入札書は、無効とします。
- (2) FAX送信後は、必ず事務局総務課（0859-22-7732）へ電話連絡をしてください。
- (3) 原本は、入札日の一週間後までに郵送（一般書留又は簡易書留による）してください。
- (4) 発注表であらかじめ公表する入札時刻（原則として入札日当日の午後）に、再度入札（第2回）を執行します。
- (5) 第3回に及ぶ場合も（1）～（3）と同様に、あらかじめ指定する期限までにFAX送信により再度入札書を提出してください。原本は入札日の一週間後までに郵送（一般書留又は簡易書留による）してください。入札日当日中に第3回の入札を行います。
- (6) 結果については、同日中に電話及びFAXにより連絡します。

## 6 落札となるべき価格と同一価格の入札者が2者以上ある場合

下記のとおり、くじにより落札者を決定します。

- (1) 入札者に代わって当該入札事務に関与しない組合職員がくじを引きます。
- (2) くじ（1回目）で、落札者を決定するくじを引く順番を決めます。
- (3) くじ（1回目）で決定した順番で、くじ（2回目）を引き、落札者を決定します。
- (4) 結果については、同日中に電話連絡します。

## 7 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、総務課へ電話連絡のうえ、案件ごとにホームページに掲載する「辞退届」をFAX送信してください。また、原本は速やかに郵送により提出してください。

## 8 入札への立会について

入札時には、入札事務担当の職員2名及び入札事務に関与しない職員が1名以上立合いの上、執行いたします。

※ 入札における入札者等の立会いは、感染拡大防止の観点から認めないとさせていただきます。

## 9 入札書の取扱い等について

- (1) 入札書の撤回等

到達した入札書は、書き換え、引換え又は撤回をすることはできません。

- (2) 入札の辞退

入札書到達後においても、入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができます。

(3) 次のいずれかに該当する入札は無効となります。

- ・参加申込書を提出していない者がした入札
- ・入札書に記名押印がない入札
- ・入札金額を訂正している入札
- ・同一入札案件について同一人が複数の入札書を提出した入札
- ・指定する方法以外の方法で入札書を提出した入札
- ・入札書を入れる封筒に指定した内容が記載されていない入札及び封筒に記載した案件名又は入札者が入札書の記載と相違する入札
- ・配達指定日以外の日に到達した入札
- ・その他入札執行者において無効と認めた入札

## 10 その他

入札参加者が1者の場合でも有効な入札とし執行します。

### 【問い合わせ先】

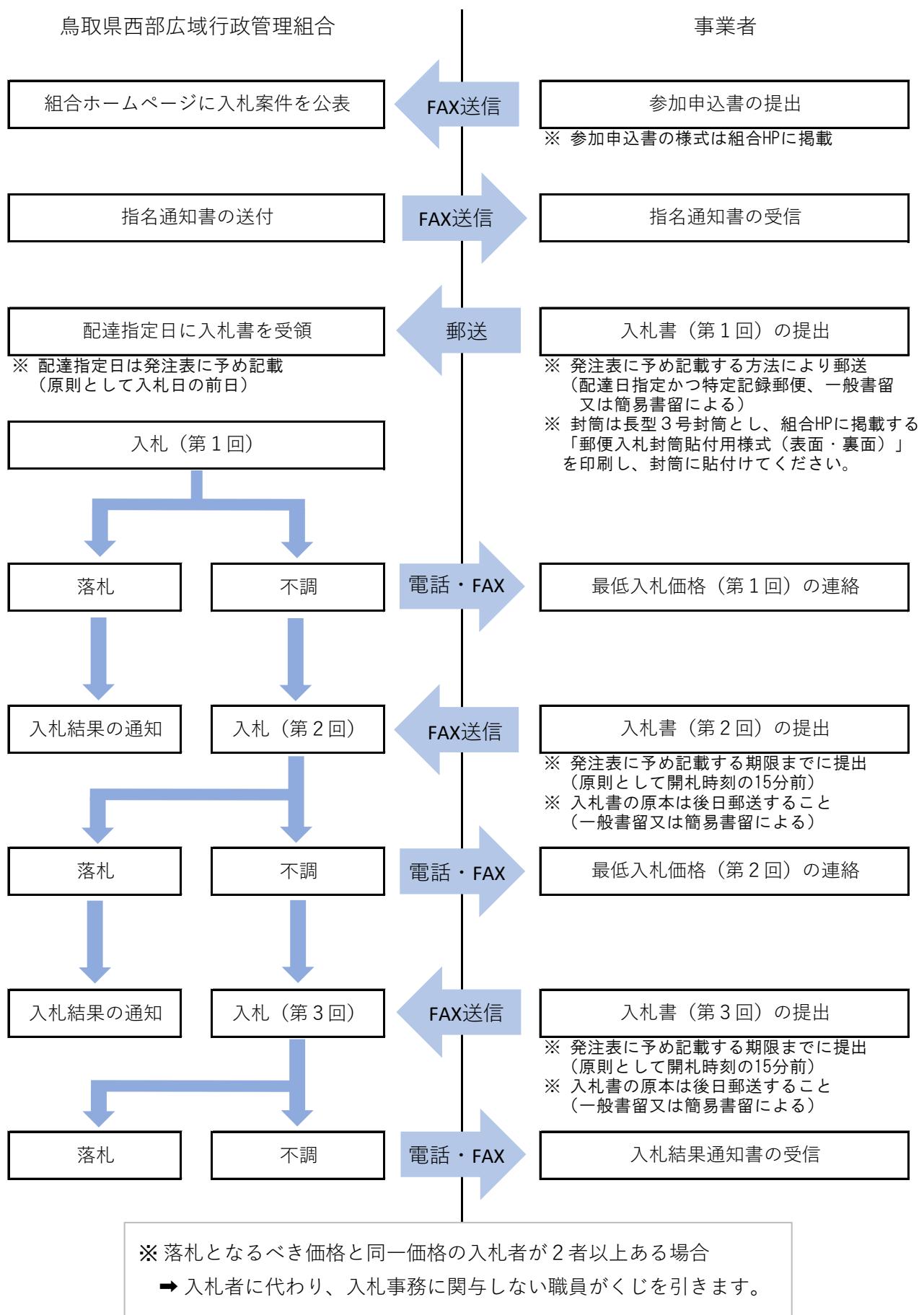
鳥取県西部広域行政管理組合

事務局総務課入札財政担当

〒683-3403 鳥取県米子市淀江町西原 1129 番地 1

電話:0859-22-7732(直通) FAX:0859-56-3203

## 物品・役務に係る郵便入札 フロー図



## ○郵便入札封筒貼付用様式（表面）

### 様式例

※ 各案件ごとにHPに掲載する  
様式を使用してください。

配達日  
指定郵便

配達指定日  
令和 年 月 日 ( 曜日 )

入札書在中

〒689-3403

鳥取県米子市淀江町西原1129番地1

鳥取県西部広域行政管理組合  
事務局総務課 入札財政担当 行

## ○郵便入札封筒貼付用様式（裏面）

### 《入札書の郵送にあたっての注意事項》

- 当組合が入札案件ごとに定める配達日を必ず郵便局で指定してください。
- 差出日と配達指定日には、あいだ2日間が必要となります。
- 「特定記録郵便」「一般書留」「簡易書留」のいずれかの方法で郵送してください。
- 入札書1件につき、封書1通を使用してください。

入札番号	
案件名	
差出人 住所 商号又は名称 代表者の職氏名	※

※ 必ず記入してください。記入のないものは無効となります。